

道路に關する所感の一二

大 口 喜 六

道路改良の必要なることは、今更ら論ずる迄もあるまいと考へる。たゞ其の實行如何と云ふことになると、困難な問題が少なくない。特にそれに要する財源に至つては、政府にしても、地方にしても、殆ど窮乏して居るのが今日の事實である。その結果、道路に關する一定の方針と云ふものが立ち兼ねて居る。さうして多くは言ふべくして行はれ難い現状である。

そこで考へられるのは、此場合先づ以て國が一定の方針を確立することである。即ち五年計畫なり、十年計畫なりを定めて、それに要する費用に就て確固たる財源を明にする必要がある。自分が曩に本誌を通じて道路會議復興の議を唱導したのも、實はそれによつて此根底を定めしめむとするに外ならぬのであつた。

何にしても今日の場合、道路の改良を遂行しよするには、先づ以て國道に關する方針が確立されね

ばならぬ。さうしてそれに對し政府が一定の支出をする必要がある。然るにこの根本に於て不確實なものがあるとすれば、それを背負つて行かねばならぬ地方自治體の困難は推測するに難くない。

元來國道は其の名こそ國道であるが、其の實は府縣即ち地方自治體の負擔に屬して居る。言ふ迄もなく國道の管理者は府縣知事であつて、道路の新設、改築、修繕及維持は管理者之を爲すべし。道路法第二十條と規定されて居る。勿論國はそれに對して補助を與へて居るが、現今の狀態ではそれが實に不確實である。必ずしも補助に關する年々の方針が定つて居ると云ふ譯でない。従つて道路管理の責任者たる地方自治體は、しばしば窮地に陥らざるを得ぬのである。道路改良の言ふべくして行はれ難いのも、その病源實にここにありと言つてよい。

政府がこれだけの補助をかくくの計畫で支出すると云ふから、地方はそれを根據として道路改良の計畫を立て得るのである。然るに繼續年期中の途中に於て、政府の補助が中止されたり繰延べられたりしたのでは、地方の計畫は全く齟齬せざるを得ぬのである。かかる實例は、全國中往々にして然りと言ふも敢て過言であるまいと考へる。

然らば政府は如何なる財源によつて此計畫を定むべきかと問題となるのである。併し何時の場合としても、かゝる事業を遂行するためには或程度の公債を募集することは止を得ぬのである。たと其方法並に程度等に至りては、自ら議論のあるべき處である。さうしてそれは言ふ迄もなく一般財政並に經濟の上から論ぜられねばならぬのである。

兎に角この根本が立てられて始めて府縣の道路計畫が確立される譯である。府縣の道路計畫が確立されるれば、それに従つて市町村の計畫も定まると云ふものである。この事は實際上から見て實に當面の急務であると信ぜられる。

現在に於ける道府縣市町村の歳出を通覽すると何と云つても最も多いのは教育費である。それ其次では土木費である。勿論、その土木費の全部が道路費であると云ふ譯ではないが、併し道路に關する各自治體の負擔は決して少ないものではない。さうして府縣道並に市町村道に對する費用のみならず前にも云ふ如く府縣に於てはその上に國道に關する費用をも負擔して居るのである。従つてこれが地方財政に影響する處は實に容易ならざるものである。道路改良の急務であることを思ふ時先づ考へらるるのは、以上述べた諸點である。

二

猶話の序に一言したいことがある。それは外でもないが、道路の改修と名勝舊跡との關係である。先年も奈良市に於てその問題が起つたことがあるが四五年前自分も京都でそれに關する事實談を聞いた當時是非自分にも其の現場へ行つて見るやうにと勸告されたが實は時間の都合で實見はせずに出立してしまつた。聞く處によると、何でも京都市の東南部で東福寺附近だと云ふことであつたが、道路改鑿のために、歴史に關係の深い寺の境内が横斷せられ、其の寺に屬する保護建築物は、本寺と新

道路を隔つるやうになつて、而も道側に直面するに至つたと云ふことであつた恐らくは其の寺と云ふのは萬壽寺ではなからうかと云ふやうに思はれて居る、果してその如くであるかどうかは實見の上でなくては明言し難い譯であるが實はかう云ふことは時々見聞されることである。さうして其の都度少なからず遺憾を感じる次第である。先年臺灣へ行つた時にも、臺北にある領臺の總督府が不日取拂になると聞いたので、これはわざ／＼現場を見に行つた、さうして、だうしても此府跡を取拂はねばならぬならば、何とかして其の遺趾へ石標なりとも留め、建造物は然るべき場處へ移轉した上保存は出来ぬものであらうかと當局へ進言して置いたことがある、其の後だうなつたかは聞かぬが、幸にさう云ふことにでもなつて居れば結構である。

言ふ迄もなく史跡名勝古美術などが、思想上に教育上に裨益する處は決して少なくない、如何に交通の便益を進むるためとは言へ、惜氣もなく之等のものを取毀すが如きは思はざるの甚しきものである、勿論國寶とか史蹟名勝とかに指定されて居るものであれば、さう容易には取拂も出来ぬ道理であるがたとへまだ其の指定を受けて居なくとも、それに準すべきものは決して少なくないのである、かう云ふことは十二分に注意されたく思ふ處である。

以上は道路に關し思ひ出したことの一二を筆記したに過ぎぬ。